

(令和 2 年 4 月 1 日作成)

(最終更新日：令和 7 年 12 月 2 日)

食品等に関する放射性物質検査証明書等の発行要綱

1 目的

本要綱は、輸出食品等について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和 2 年財務省・厚生労働省・農林水産省令第 1 号）第 3 条に基づく放射性物質検査証明書等（本要綱において「証明書」という。）の発行手続を定めるものである。

2 定義

この要綱における用語の意義は、以下のとおりとする。

（1）証明書 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故の発生等に伴い、輸出先の国又は地域（本要綱において「輸出先国」という。）が求める次のアからエまでに掲げる証明に係る書面（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下同じ。）をいう。

ア 日付証明 輸出される食品等が、平成 23 年 3 月 11 日より前に生産又は加工されたことを証明することをいう。

イ 産地証明 輸出される食品等が、輸出先国が指定する地域以外で生産又は加工されたことを証明することをいう。

ウ 放射性物質検査証明 輸出される食品等から検出される放射性物質が、輸出先国が定める基準値を超えていないことを証明することをいう。

エ 輸出事業者証明 香港向けの食品等の輸出において、我が国及び香港の放射線防護等に係る法令を遵守し、我が国で一般に販売しうる食品等を輸出しようとする事業者であることを証明することをいう。

（2）食品等 輸出先国が求める証明書の対象としている食品、飼料その他の品目をいう。

（3）地方支分部局 別表の左欄に掲げる農林水産省の地方支分部局及び内閣府沖縄総合事務局をいう。

（4）一元的な輸出証明書発給システム 別紙 ZZ-01 「一元的な輸出証明書発給システムについて」に規定する農林水産省が設ける一元的な輸出証明書発給シス

テムをいう。

3 発行事務

(1) 証明書の発行者

この要綱による証明書を発行することができるのは、別表の左欄に掲げる地方支分部局の区分に応じ、同表の右欄に掲げる者（本要綱において「地方農政局長等」という。）とする。ただし、次に掲げる場合においては、輸出・国際局長は、証明書を発行することができるものとする。

- ① 中国向け水産物に係る放射性物質検査証明書等を発行する場合
- ② 地方農政局長等が証明書を発行することが適当でないと輸出・国際局長が認める特別な事情がある場合

(2) 地方農政局長等への決裁の委任

（1）のただし書の場合において、輸出・国際局長は、地方農政局長等に、証明書の発行に係る決裁を委任することができるものとする。

(3) 特別な事情がある場合の証明書の発行等の取扱

（1）の②の場合には、4、5、6（1）及び7の規定を準用し、証明書の発行に係る公印等（農林水産省公印規則（昭和30年農林省訓令第7号）第9条の「公印等」をいう。）の保管に関する事務を所掌する課は、地方農政局長等が定めるものとする。

(4) 国又は地域別の交付対象証明区分

地方農政局長等は、大韓民国（本要綱において「韓国」という。）、中華人民共和国（本要綱において「中国」という。）、ロシア連邦、香港その他必要と認められる国又は地域向けに輸出される食品等について、別紙1に定める区分に応じ、2（1）ア、イ及びウに規定する証明書により、日付証明、産地証明及び放射性物質検査証明を行うものとする。

ただし、中国向け水産物に係る産地証明及び放射性物質検査証明については、輸出・国際局長が行うものとし、本要綱のこれらの証明書に関する規定において「地方農政局長等」とあるのは「輸出・国際局長」と読み替えて適用する。

4 申請者等の条件及び申請先

(1) 申請者等の条件

証明書の発行を申請することができる者（本要綱において「申請者」という。）は、証明書の対象となる食品等を輸出しようとする者とし、申請者又はその代理人（本要綱において「申請者等」という。）は、日本国内に事務所を有する者とする。なお、代理人が証明書の発行を申請する場合においては、輸出しようとする

者が作成した委任状（別紙 ZZ-01 「一元的な輸出証明書発給システムについて」の様式2）を提出するものとする。

（2）申請先

申請者等は、証明書の発行申請を、次に規定する地方農政局等宛に行う。

① 中国向けに輸出する場合

ア 水産物

　　輸出・国際局長

イ 水産物以外の食品等

　　輸出しようとする食品等が輸出前において最終的に加工された施設の所在地（加工品以外にあっては生産された地域、海外で生産又は加工された食品等にあっては流通する施設又は申請者等の所在地）を管轄する地方農政局长等

② 中国以外の国又は地域向けに輸出する場合

　　次のア～エのいずれかの場所を管轄する地方農政局等。なお、輸出しようとする食品等が、外国産水産物であって、日本を経由して輸出（積み戻しを含む。）されるものである場合においては、「水揚げされた地域」及び「加工された施設」とあるのは「輸出前において最終的に保管された施設」と読み替えて適用する。

ア 輸出しようとする食品等が生産された地域（水産物にあっては水揚げされた地域）

イ 輸出しようとする食品等が加工された施設の所在地

ウ 輸出しようとする食品等が流通する施設の所在地

エ 申請者の所在地又は住所

5 申請方法

2 （1）の証明書の申請者等は、一元的な輸出証明書発給システム又は輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が設ける輸出入・港湾関連情報処理システムにより申請するものとする。その際、一元的な輸出証明書発給システムは、別紙 ZZ-01 「一元的な輸出証明書発給システムについて」に基づき使用すること。

また、輸出事業者証明は、別紙2に基づき申請するものとする。

なお、これらのシステムの故障又は改修により、システムによる申請ができない場合は、申請者等は、別紙3に基づき申請できるものとする。

6 証明書の発行等

（1）証明書の発行

地方農政局長等は、4及び5の規定により申請された書類（本要綱において「申請書類」という。）の内容を審査した結果、輸出先国の規制に適合していると認めたときは、証明書の発行を行う。

（2）対象地域・品目

証明書を発行する食品等の範囲（地域及び品目）は、別紙4－1から別紙4－12までに定めるとおりとする。

なお申請者は、輸出しようとする食品の輸出先国・地域における分類の判断が困難な場合にあっては、事前に輸出先国・地域当局に確認すること。

（3）添付書類

申請者等は、5に規定するシステムによる証明の申請に当たり、別紙5に掲げる書類及び6（4）の①から⑤に記載の各輸出先国が求めるものがわかる書類を電子ファイル化（PDF又は画像）したもの添付するものとする。なお、電子ファイル化した書類については、当該申請に対する証明書の発行日より一年間、申請者等が保管するものとする。

（4）申請内容の審査

地方農政局長等は、申請者等が別紙5及び①から⑤に記載の各輸出先国が求めるものに基づき添付した書類を確認し、輸出貨物、輸出先国及び証明の種類ごとに、次に定める項目を審査する。

① 共通事項

全ての証明に当たって、次の事項（各輸出先国が求めるところにより該当するもの）を確認する。

- ア B/L・AWB・インボイスの番号
- イ 商品名等、数量、重量、包装形態及び製造ロット番号等
- ウ 出発地名・出発地の住所、到着地名、出港日時及び船便名・航空便名
- エ 輸出業者の名称及び所在地
- オ 輸入業者の名称及び所在地
- カ 具体的な商品及びその産地
- キ 加工施設
- ク 水産物にあっては保管施設

② 日付証明

平成23年3月11日より前に生産・加工された食品等であることを確認する。

③ 放射性物質検査証明

- ア 次の（ア）及び（イ）に定める事項をいずれも満たすことを確認する。
なお、加工品（韓国に輸出する飼料を含む。）であって、製造ロット番号等

により製造ロットが確認できる商品については、同一ロットについて行われた放射性物質検査報告書により確認することもできるものとする。

また、生鮮品の農林産物であって、ほ場及び収穫期が確認できる商品については、同一ほ場及び同一の収穫期の商品（香港に輸出する場合は、同一品種、同一ほ場及び同一収穫期の商品）について行われた放射性物質検査報告書により確認することもできるものとする。

- (ア) 国が発行する証明書に係る放射性物質に関する検査の実施機関（本要綱において「放射性物質検査機関」という。）が、別紙4－1から別紙4－12までのうち放射性物質検査証明の対象となる食品等に対し行った放射性物質検査結果の報告書（本要綱において「放射性物質検査報告書」という。）に記載された検査結果が、別紙6の基準を超えていないこと。
- (イ) 放射性物質検査に係る証明書に記載された検体採取日、検査日及び放射性物質検査機関の名称（水産物（韓国（加工品及び飼料を除く。）及び中国向けのものに限る。）にあっては、これらに加え検査報告書番号）が、放射性物質検査報告書の記載に一致すること。
- イ 検体の採取については、放射性物質検査機関が、輸出される商品の中から当該機関の定める内部手続に基づき行うことを基本とするが、やむをえず申請者等が採取する場合には、申請者等に対し、別記様式1の確認書を提出するよう求めるものとする。
- ウ 香港に輸出しようとする証明書発行対象品目の放射性物質検査の検体採取に際し、都道府県等の職員は、香港向け輸出が認められている取扱施設等を通じた申請者等からの依頼に応じ立ち会うものとし、当該都道府県等の職員の立会が困難である場合は、国の職員又は別紙7に定める者が立ち会うものとする。なお、立ち会いの頻度は、輸出の初回時及び以降は6ヶ月を超えないこととする。また、検体採取の具体的な方法は別紙5に定めるとおりとする。
- エ 中国向けの水産物については、別紙8の追加要件を満たすことを確認するとともに、④と同様の確認を行うものとする。

④ 産地証明

- ア 生産・加工施設の名称及び所在地を確認するものとする。また、これらの確認に加えて、中国向けの加工食品にあっては、原料の名称、産地及び使用割合を確認するものとする。
- イ 中国向けに食品等を輸出する場合、原料の産地（ほ場、漁獲水域等）から工場、工場から輸出先までのルート及び輸送手段を確認するものとする。また、中国向けに水産物（加工品を含む）を輸出する場合、（加工品にあっては

原料の）漁獲水域、FAO漁獲水域区、生産日（水揚げ日、加工日等）及び産地（水揚港等）、必要に応じて最終保管施設の名称及び所在地を確認するものとする。

⑤ 輸出事業者証明

香港向けの食品等の輸出については、新規の証明の申請に当たっては、我が国及び香港の放射線防護に係る関係法令、我が国の原産地表示に係る関係法令並びに我が国から香港への輸出取引に係る我が国及び香港の関係法令の違反により、過去3年間司法処分及び行政処分を受けていないこと、過去3年間香港の関係法令に違反した輸出を行っていないこと並びに香港に輸出しようとする食品等が我が国で一般的に販売しうる食品等であることを確認する。当該証明の継続に当たっては、過去1年間司法処分及び行政処分を受けていないこと並びに過去1年以内に発行した直近の証明書の発行日以降の輸出実績を確認する。

（5）現地確認その他必要な調査の実施

地方農政局長等は、申請者等から提出された申請書類等の内容について、必要があると認められる場合は、申請者等に報告を求めるほか、現地確認及びその他の調査を実施するものとする。現地確認等の結果、申請書類の記載内容が虚偽又は不実である場合等には、輸出・国際局長と協議の上、当該申請を行った者に対する証明書の発行を停止する等必要な措置を講ずることができる。

なお、地方農政局長等は、現地確認等の事務の一部を、別紙7の1から5に該当する者であって別記様式6による申請がなされた者のうち、輸出・国際局長が適当と認め、指名した者に行わせることができる。

（6）証明書の発行、取消し等

① 共通事項

地方農政局長等は、申請者等から提出された申請書類等を審査し、証明する内容について確認された場合、証明書（別記様式2のいずれかの様式とする。）を発行するものとする。

この際、地方農政局長等は、証明書について、申請者等の選択に従い、次のいずれかにより交付するものとする。ただし、香港向けの証明書についてはその限りではない。

ア 農林水産省本省、地方支分部局、農林水産省の職員の駐在地又は委託を受けて証明書の交付を行う者の事務所において手交

イ 郵送

なお、申請者等が郵送での証明書の送付を希望する場合、返信に要する経費は、申請者等が負担するものとする。

② 香港向け輸出事業者証明書

香港向けに輸出される野菜、果物、牛乳、乳飲料又は粉乳について放射性物質検査証明書を発行する際には、香港向け輸出事業者証明書を同時に発行するものとする。ただし、発行先の輸出事業者が放射性物質検査証明書の申請者と同一であり、当該輸出事業者証明の有効期限内であることが確認できた場合に限る。

また、輸出事業者証明書の有効期限は、新規発行日（継続の場合は、現に受けている証明書の有効期限）から起算して1年を経過する日とし、証明の内容を変更した場合であっても、有効期限は変更しないものとする。

本要綱に基づく手続において不正を行った場合、我が国及び香港の放射線防護に係る関係法令、我が国の原産地表示に係る関係法令並びに我が国から香港への輸出取引に係る関係法令に違反した場合並びに香港の関係法令に違反した輸出を行った場合には、当該行為が判明した時点で、輸出事業者証明書の発行を停止し、又は取り消す。発行停止の期間は3年とする。ただし、香港への輸出に際して香港の政府機関が求めている証明書が添付されていない場合であって、違反が初回かつ過失であり、違反事業者が改善する意思を表示している場合に限り、本要綱の規定事項を遵守するよう文書による改善指導を行うものとし、輸出事業者証明書の発行停止は行わない。なお、発行停止、取消し又は文書による指導を行った場合には、遅滞なく香港の当局に通知する。

7 証明書の発行の停止等

地方農政局長等は、次のいずれかの場合に該当するときは、輸出・国際局長と協議の上、当該申請を行った者に対する証明書の発行を停止し、又は取り消すことができる。

- (1) 申請書類の記載内容が虚偽若しくは不実であると認められる場合又はその疑いがある場合
- (2) 過去に交付を受けた証明書を不正に使用したことが判明している者（本要綱において「不正使用者」という。）、不正使用者と実質的に同一であると判断される者、不正使用者が経営する事業者等からの申請であって、当該申請を行った者に発行した証明書の適正使用が確保されないと判断される場合
- (3) その他相当の理由があると認められる場合

8 証明書発行状況の報告

地方農政局長等は、証明書の発行状況を、次のとおり輸出・国際局長に報告する。

- (1) 日付証明、産地証明及び放射性物質検査証明については、一元的な輸出証明書

発給システムのデータを集計することにより、報告したものとみなす。

(2) 輸出事業者証明については、次のとおり報告するものとする。

ア 地方農政局長等は、証明書の発行状況を別記様式3に取りまとめ、輸出・国際局長に対し、当分の間、発行日の翌日までに報告する。

イ アの報告に加え、地方支分部局において証明書発行業務を行う担当者は、証明書の発行状況に係る電磁的記録を電子メールにより、農林水産省輸出・国際局において証明書の発行に係る業務を行う担当者に送付するものとする。

附 則（令和5年8月2日付け5輸国第1826号）

- 1 この要綱は、令和5年8月3日から施行する。
- 2 EFTA（ノルウェー、アイスランド、スイス及びリヒテンシュタインをいう。）向
けに輸出する食品等に係る証明書の発行については、別に定めるまでの間、なお従
前の例による。

附 則（令和5年10月17日付け5輸国第2721号）

- 1 この要綱は、令和5年11月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に、この要綱による改正前の4及び5に基づき行われた申請に
係る発行手続については、なお従前の例による。

附 則（令和7年12月2日付け7輸国第3342号）

この要綱の施行前に、この要綱による改正前の4に基づき行われた申請に係る発行手
続については、なお従前の例による。

別表（2、3関係）

地方支分部局	証明書の発行者
各地方農政局	地方農政局長
北海道農政事務所	北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局	内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

(別紙1) 国又は地域別の交付対象証明区分について

国名等	区分		
	日付証明	放射性物質 検査証明(注2)	産地証明
韓国	○	○	○
中国	—	○(注6)	○
ロシア連邦	○	○	—
香港	—	○	—
上記以外の国又は地域	—	—	○(注8)

注1 都道府県等の地域、品目によっては、各証明の対象とならないことがあることに留意すること。

注2 放射性物質検査の結果が日本の基準値を上回っている場合には、証明書を発行しない。

注3 削除

注4 削除

注5 削除

注6 水産物以外は、放射性物質検査証明書の様式が日本政府と中国政府との間で調っていないため、放射性物質検査証明書を発行することができない。

注7 削除

注8 輸出先国が証明書の発行を求めており、地方農政局長等が必要と認めるものに限り発行する。

(別紙2) 輸出事業者証明の申請書類について

1 申請書類

申請者は、次の申請に当たっては、それぞれの項に定める書類を一元的な輸出証明書発給システムに添付するものとする。

(1) 新規の届出

香港向けに食品等を輸出する場合にあっては、我が国及び香港の放射線防護に係る関係法令、我が国の原産地表示に係る関係法令及び我が国から香港への輸出取引に係る我が国及び香港の関係法令の遵守の状況並びに香港に輸出しようとする食品等が我が国で一般的に販売しうる食品等であることが確認できる次の書類並びに実際に事業者の存在を確認できる書類

- ① 様式2-1の誓約書
- ② 輸出しようとする食品等が我が国で一般的に流通しうることが客観的に確認できる書類（売買契約書、納品書、商品ラベルの写真、別記様式1の輸出される食品等に関する確認書等）の写し
- ③ 輸出しようとする食品等の放射性物質検査証明書、又は放射性物質検査証明書を申請中であることが確認できる資料（システムログ等）の写し
- ④ 以下のアからウまでの分類ごとに、当該アからウまでに掲げる、事業者の存在を確認できる書類（ただし、事業者が、一元的な輸出証明書発給システムの使用に当たり、既に当該書類を提出している者であり、かつ、当該提出済書類から内容に変更が無い場合にあっては、当該システムの利用誓約書兼申請書の写しでも可）
 - ア 法人格を有する者 過去6か月以内に発行された履歴事項全部証明書の写しであって、記載事項に変更がないもの
 - イ 任意団体 定款等の規約及び会員名簿等
 - ウ 個人 次のいずれかの本人確認書類
 - (ア) 写真が付されている公的証明書（運転免許証等）の写し1種類
 - (イ) 写真が付されてない書類であって、公的機関が発行し、かつ、氏名及び住所が確認できるもの（資格確認書、納税証明書等）の写し2種類

(2) 継続の届出

- ① 過去1年以内に交付した直近の輸出事業者証明書の写し
- ② 輸出実績を確認できる次のア及びイの書類
 - ア ①の証明書の交付以降に輸出した食品等に関するインボイス（送り状）の写し1件
 - イ アの書類に関して発行された関税申告書（Customs Declaration）に税関の関税納付スタンプが押印されたものの写しなど客観的に輸出実績を確認できる書類
- ③ 香港向けに食品等を輸出する場合にあっては、様式2-1の誓約書及び実際に事業者の存在を確認できる書類（一元的な輸出証明書発給システムの使用に当たり、既に当該書類を提出している場合であって、提出内容に変更がないときは、当該システムの利用誓約書兼申請書の写しでも可）
なお、①、②及び④に定める書類を提出できない場合は、継続申請はできないものとする。
- ④ 香港向けの輸出事業者証明書の継続については、有効期限の1か月前から継続の届出を受け付ける。この場合、継続する輸出事業者証明書の有効期限は、現に受けている証明書の有効期限から1年を経過する日とする。

2 留意事項

- (1) 事業者は、事業者名や所在地に変更が生じた場合は、別紙ZZ-01「一元的な輸出証明書発給システムについて」に基づき変更内容を届け出るものとする。
- (2) 輸出事業者証明書の発行は、事前通告なしに遅延、本要綱の変更等が行われる可能性がある。なお、国は、これらにより発生した損失等の補償は行わない。

(様式2-1) [別紙2関連]

年　月　日

農林水産省輸出・国際局長 殿

〔○○農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長〕

住所

氏名

〔法人にあってはその所在地、名称、
法人番号及び代表者の氏名〕

誓約書

私（当社）は、香港向け輸出事業者証明書発行の申請に当たり、「食品等に関する放射性物質検査証明書等の発行要綱」等を理解し、我が国及び香港における日本産農林水産物・食品の放射線防護に係る関係法令、我が国における原産地表示に係る関係法令、日本から香港への輸出取引に係る我が国及び香港の関係法令（食品衛生法（昭和22年法律第233号）、食品表示法（平成25年法律第70号）、輸出入取引法（昭和27年法律第299号）、香港における公衆衛生及び市政条例等）の違反により、過去3年間司法処分及び行政処分を受けていないこと、過去3年間香港の関係法令を違反した輸出を行っていないこと並びに今後も当該関係法令を遵守することを誓約します。

また、私（当社）が香港向けに輸出しようとする食品等は、我が国で一般的に販売しうる食品等であることを誓約します。

この誓約書に反した場合、又は本要綱に基づく手続において不正を行った場合には、速やかに農林水産省に詳細を報告し、当該行為が判明した時点での輸出事業者証明書の取消し及び返還を了解するとともに、以後3年間、私（当社）に対して本要綱に基づく香港向け輸出事業者証明書の発行が行われないことを了解します。

(別紙3) システム故障時等の申請方法について

1 申請方法

申請者等は、申請書類を要綱本文2(3)の地方支分部局に送付又は持参することとする。ただし、当該地方農政局長等が申請方法を別に指定した場合は、この限りでない。

なお、申請者等が郵送での証明書の交付を希望する場合、返信に要する経費は、申請者等が負担することとする。

2 提出書類

申請にあたり次の書類等を提出する。

(1) 日付証明、放射性物質検査証明、産地証明

ア 申請書類

- ・様式3-1の輸出食品等に関する証明申請書
- ・別記様式2のうち該当する輸出先国向けの証明書に英語表記により必要事項を記入したもの

イ 添付書類

該当する証明内容の確認に必要な別紙5に掲げる確認書類

(2) 輸出事業者証明

ア 申請書類

- ・様式3-2-1又は様式3-2-2のうち申請の種類に応じた輸出事業者届出書
- ・様式3-3の輸出事業者証明書（事業者名及び所在地を英語で記入したもの。）

イ 添付書類

(ア) 新規、継続

該当する証明内容の確認に必要な別紙2に掲げる確認書類

(イ) 変更

過去一年以内に交付した直近の輸出事業者証明書の写し

(様式3-1) [別紙3関連]

年　月　日

輸出食品等に関する証明申請書

○○農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

} 宛

事業者名
法人番号 (法人のみ)
所在地
代表者名
(上記代理人)
事業者名
法人番号 (法人のみ)
所在地
役職・氏名

担当者氏名
電話番号
E-mail

食品等の輸出に関する証明について、別添のとおり、関係書類を添付して申請します。

申請内容は下記の通りであり、申請内容及び添付書類については、当該輸出食品等に係るものであり、かつ各書類の原本と相違ありません。

(水産物以外の場合に記載)

なお、出港日や運送方法等が未定でB/L番号又はAWB番号、出港日、船便名又は航空便名を空欄で提出する場合には、確定後に全ての欄を記載した証明書の写しと確認書類を速やかに提出します。

また、今回の申請に係る証明について、貴職から報告を求められたとき、又はその職員が、事務所、倉庫若しくは工場等に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を調査し、若しくは関係者へ質問することに対して協力することを誓約します。

これに応じない場合や申請している内容が事実と異なることが判明した場合には、輸出証明書の発行の停止等の措置を受けること及び是正措置を講じることに同意します。

記

輸出先国・地域

証明区分

--	--

確認項目		日本語	英語
1	B/L・AWB・インボイス番号		
2	商品全体の総数（外装単位）		
	商品全体の総数（内装単位）		
	商品全体の総重量 (net weight)		
	商品全体の総重量 (gross weight)		
	商品名		
	水産物の区分（水産食品（Fishery Products）又は活水産物（Live aquatic animals））（中国向け輸出水産物の場合に記載）		
	種（学名）		
	HSコード等		
	各商品の数量、重量 (total gross及びnet weight) 、包装形態		
	輸送状態（常温・冷藏・冷凍）		
コンテナ番号			
3	出発地	名称	
		所在地	
	到着地	名称	
		所在地	
	出港日時		
船便名・航空便名			
4	輸出業者	名称	
		所在地	
		所在地（国）	
		電話番号	
5	輸入業者	名称	

		所在地		
		所在地（国）		
		郵便番号		
		電話番号		
6	物品輸送責任者	氏名		
		住所		
		郵便番号		
7	原産国、原産都道府県及びISO国名コード			
8	到着国及びISO国名コード			
9	通関を行う国境検査所（BCP）			
10	添付文書	種類		
		番号		
		発行日		
11	具体的な商品			
12	生産・加工施設	名称		
		都道府県		
		所在地		
	(中国向け 輸出水産物 の場合)	中国における登 録番号		
13	原料	名称		
		産地		
		使用割合		
14	生産・加工年月日			
15	製造ロット番号等			
16	賞味期限			
17	検査結果（検出限界等）			
	検体採取日			
	検査日			
	検査機関名			
	報告書番号			
18	流通ルート	製品		
		原料		

注：輸出先国及び申請する証明区分に応じて、必要な事項を記載する。

(様式 3-2-1) [別紙 3 関連]

年 月 日

輸出事業者届出書（新規）

○○農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

} 宛

事業者名
法人番号（法人のみ）
所在地
代表者名
(上記代理人)
事業者名
法人番号（法人のみ）
所在地
役職・氏名

担当者氏名
電話番号
E-mail

（国・地域名）への食品等の輸出にあっては、「食品等に関する放射性物質検査証明書等の発行要綱」2(1)エに該当する輸出事業者であることを、別添のとおり、関係書類を添付して届け出ます。

この届出書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

輸出先国・地域	確認区分
	輸出事業者届出（新規）

確 認 項 目		記 入 欄 (記入言語)
1	事 業 者 名	(英語)
	所 在 地	(英語)
2	具 体 的 な 商 品 名	(日本語)
3	出 港 日	(日本語)
4	検査結果（検出限界等）	(日本語)
	検 体 採 取 日	(日本語)
	検 査 日	(日本語)
	検 査 機 関 名	(日本語)
	報 告 書 番 号	(日本語)

(様式 3-2-2) [別紙 3 関連]

年 月 日

輸出事業者届出書（継続）

○○農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

}

宛

事業者名
法人番号（法人のみ）
所在 地
代表者名
(上記代理人)

事業者名
法人番号（法人のみ）
所在 地
役職・氏名

担当者氏名
電話番号
E-mail

（国・地域 名）への食品等の輸出にあっては、「食品等に関する放射性物質検査証明書等の発行要綱」2(1)エに該当する輸出事業者であることを、別添のとおり、関係書類を添付して届け出ます。

この届出書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

輸出先国・地域

確認区分

	輸出事業者届出（継続）
--	-------------

確 認 項 目		記 入 欄	(記入言語)
1	事 業 者 名		(英語)
	所 在 地		(英語)

(様式3-2-3) [別紙3関連]

年　月　日

輸出事業者届出書（変更）

○○農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

} 宛

事業者名
法人番号（法人のみ）
所在地
代表者名
(上記代理人)
事業者名
法人番号（法人のみ）
所在地
役職・氏名

担当者氏名
電話番号
E-mail

○年○月○日付けで事業者名（又は所在地）を下記のとおり変更しましたので、届け出ます。

この届出書の記載事項は、事実に相違ありません。

記

輸出先国・地域	確認区分
	輸出事業者届出（変更）

変更項目		新	旧
1 事業者名	(日本語)	(日本語)	
	(英語)	(英語)	
所在地	(日本語)	(日本語)	
	(英語)	(英語)	



Certificate of the Exporter to Hong Kong

This is to certify that the exporting company specified below has complied with the requirement of Hong Kong import control measures on Japanese food with regard to radiological protection and that all the products exported to Hong Kong by the company are readily available for sale in Japan and therefore safe for human consumption as far as radiological protection of food consumers is concerned.

This certificate would become invalid should any other incident or risk of contamination occur in Japan or any incompliance of the company be found in the future. The Japanese authorities would notify the Hong Kong authorities should the certificate become invalid.

1. Company Name :

2. Address :

Declaration Number :

Consignment Code of Attached Certificate
on radiation levels in food for export to Hong Kong
:

Date of Issue :

Expiration Date :

Signature :

(別紙4-1) 削除

(別紙4-2) 削除

(別紙4－3) 韓国の証明対象地域・品目

次に掲げるものを除く全ての食品（香料等の食品添加物を含む）及び飼料について、下表のとおり証明する。

- ① アルコール飲料（ただし、証明書発行対象品目を輸出する貨物にアルコール飲料を混載して輸出される場合は、この限りでない。）
- ② 販売目的以外の個人用に消費されるもの

必要な証明	地域	品 目
日 付	47都道府県	平成23年3月11日以前に生産・加工された全ての食品 (注1)
放射性物質検査	宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、長野県及び静岡県（本表中で「指定地域」という。）	水産物及び輸入停止対象品目以外の食品
	北海道、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、愛媛県、熊本県及び鹿児島県	水産物
	北海道、青森県、岩手県、宮城県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、愛媛県、熊本県及び鹿児島県	養魚用飼料及び魚粉
	青森県、岩手県、宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、長野県及び静岡県	その他の飼料（牛、馬、豚及び家禽等）
産 地	指定地域以外	生産・加工された全ての食品（加工品でない水産物を除く）
	北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、愛媛県、熊本県及び鹿児島県以外の府県	水産物

注1 韓国の輸入停止対象地域・品目については証明しない。

注2 原則、放射性物質検査証明及び産地証明は、平成23年3月11日以降に収穫・生産・加工されたものが対象

(参考) 韓国農林水産食品部が所管する畜産物として提示があったものの HS コード

ミルク、クリーム、チーズ等	鳥卵、卵黄等	牛等の脂肪	肉のエキス等
0401 00 0000	0403 90 1000	0407 00 9000	1502 00 1090
0401 10 0000	0403 90 2000	0408 11 0000	1601 00 9000
0401 20 0000	0403 90 9000	0408 19 0000	1602 41 9000
0401 30 1000	0404 10 1010	0408 91 0000	1602 90 9000
0401 30 9000	0404 10 1090	0408 99 0000	1603 00 1000
0402 00 0000	0404 10 2130	0408 99 9000	
0402 10 1010	0404 90 0000		
0402 10 9000	0405 10 0000		
0402 21 1000	0405 90 0000		
0402 29 0000	0406 10 1000		
0402 99 9000	0406 20 0000		
0403 00 0000	0406 30 0000		

乳糖、乳糖水	乳児用の調製品、ベーカリー 製品製造用の混合物等		アイスクリーム、氷菓等	
1702 11 1000	1901 10 1010	1901 10 9090	2105 00 1000	2105 00 9090
	1901 10 1090	1901 90 2000	2105 00 1010	2106 90 9020
			2105 00 1090	2106 90 9030

(別紙4－4) 中国の証明対象地域・品目

すべての食品及び飼料について、下表の通り証明する。

ただし、アルコール飲料は除く。(証明書発行対象品目を輸出する貨物に混載して輸出される場合は、この限りでない。)

必要な証明	地域	品 目
産 地	宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県及び長野県（本表中で「指定地域」という。）以外の道府県	生産・加工された全ての食品・飼料
	指定地域以外の道府県及び外国（我が国を経由して輸出（積み戻しを含む。）されるものに限る。）	水産物（食用）
	新潟県	米
放射性物質検査	指定地域以外の道府県及び外国（我が国を経由して輸出（積み戻しを含む。）されるものに限る。）	水産物（食用）

注 指定地域の全ての食品及び飼料は輸入が認められていないので証明書の発行はできない（新潟県産の米を除く）。

(別紙4－5) ロシア連邦の証明対象地域・品目

下表の通り証明する。

必要な証明	地域	品 目
日 付	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県及び東京都（本表中で「指定地域」という。）	平成23年3月11日以前に生産・加工された全ての食品 ^(注)
放射性物質検査	指定地域	平成23年3月11日以降に生産・加工された全ての食品 ^(注)

注 アルコール飲料を除く。（証明書発行対象品目を輸出する貨物に混載して輸出される場合は、この限りでない。）

(別紙4-6) 削除

(別紙4-7) 削除

(別紙4-8) 削除

(別紙4－9) 香港の証明対象地域・品目

下表の通り証明する。

必要な証明	地域	品 目
放射性物質検査	福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び千葉県	生産、と畜又は加工された食肉及び家禽卵
	茨城県、栃木県、群馬県及び千葉県	生産又は加工された野菜、果物、牛乳、乳飲料及び粉乳
輸出事業者証明	茨城県、栃木県、群馬県及び千葉県	生産又は加工された野菜、果物、牛乳、乳飲料及び粉乳

注 以下①又は②に該当する品目は輸入が認められていないので証明書の発行はできない。

- ① 福島県で生産又は加工された野菜、果物、牛乳、乳飲料及び粉乳（牛乳、乳飲料及び粉乳については、同県で生産された原料を使用した場合を含む。）
- ② 宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県及び長野県で生産又は加工された水産物（活、生鮮、冷蔵、冷凍、乾燥の水産物及びその他保存食品を含む。）、海塩及び海藻（加工品を含む。）

(別紙4-10) 削除

(別紙4-11) 削除

(別紙4－12) その他の国又は地域の証明対象地域・品目

輸出先国の規制内容に応じた対象地域及び品目について、必要に応じて産地を証明する。

(別紙5) 確認項目及び確認書類について

1 各国等共通

確認項目	確認書類
各種証明共通 B/L・AWB・インボイスの番号 商品名、数量、重量及び包装形態 出発地名、到着地名、出港日及び船便名・航空便名 輸出業者の名称及び所在地 輸入業者の名称及び所在地 具体的な商品及びその産地	<p>1 左の項目が確認できる以下のいずれかの書類</p> <ul style="list-style-type: none"> • B/L（船荷証券）若しくはAWB（航空運送状）又はインボイス（送り状）^(注1) • パッキングリスト • 積戻し許可通知書 • 輸入許可通知書 • 商品ラベルのコピーや商品の写真 <p>2 水産物の場合は、1. に加えて、漁獲した漁業者から製品の輸出に至るまでの全ての取引に係る売買関係書類^(注2)</p> <p>3 外国産水産物の場合、原産国の政府が発行した原産地証明書など外国産であることが分かる書類</p>
生産・製造・加工・保管施設の名称・所在地 中国向け水産物の場合は中国における施設登録番号及び貨物保管場所の所在地等	<p>1 加工された食品等（中国向け水産食品を除く。）の場合は、左の項目が確認できる以下のいずれかの書類</p> <ul style="list-style-type: none"> • 製造者又は商品ラベルに記載のある販売者（以下「製造者等」という。）が作成した確認書（別記様式4-1）^(注3) • 申請に係る実際に輸出する食品等の実物の写真で以下の内容を満たすもの及び撮影場所が分かる資料として撮影した写真に関する情報申告書（別記様式4-2） <ul style="list-style-type: none"> ①実際に輸出する商品に係る事業者（倉庫業者、運送業者又は通関業者等をいう。ただし、申請者及び当該商品の仕入れに係る事業者を除く。）が写真撮影すること ②撮影日を明らかにすること ③輸出する商品の商品名ごとかつ製造所ごとに、商品の包装表示全体の内容が確認できること ④輸出する荷姿全体が確認できること

		<p>2 中国向け水産食品の場合は、1に加えて以下の書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中国における施設登録番号及び登録内容が確認できる書類 ・現地確認を受ける貨物保管場所の所在地及び時期に関する申告書（別記様式7） <p>3 未加工の水産物（中国向け活水産物を除く。）の場合は、左の項目が確認できる営業許可証等（公的な存在証明）^(注4)</p> <p>4 中国向け活水産物の場合は、3に加えて以下の書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中国における施設登録番号及び登録内容が確認できる書類 ・現地確認を受ける貨物保管場所の所在地及び時期に関する申告書（別記様式7） <p>5 上記1～4以外の食品等の場合は、左の項目が確認できる以下のいずれかの書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商品ラベルのコピーや写真 ・販売者名及び製造所固有記号の記載がある商品表示、製造所固有記号制度届出データベースによる製造所固有記号の検索結果を印刷した書面^(注5)、納品書等^(注6)並びに営業許可証等 ・取引先又は申請者本人による確認書（別記様式4－1）^(注3)
	原料の名称及び産地	必要に応じて、左の項目が客観的に確認できる書類の提出を求めことがある。
日付証明	生産・加工年月日	<p>左の項目が確認できる以下のいずれかの書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産日・製造日が記載された商品ラベルのコピーや食品等の写真 ・生産・製造記録に係る書類 ・製造年月日から賞味期限までの期間に関する製造者等や生産者による商品説明書及び賞味期限の記載がある商品ラベルのコピーや食品等の写真 ・商品名の記載がある取引先の納品書等^(注6) ・商品名等の記載がある取引先又は申請者本人による確認書（別記様式4－1）^(注3)

放射性物質検査証明	検査結果、検体採取日、検査日及び検査機関 (中国は別紙8を、香港は2の(7)を参照)	農林水産省ホームページの「輸出食品等に対する放射性物質に関する検査の実施機関について」(URL : http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/kensa_kikan.html)に掲載されている放射性物質検査機関による放射性物質検査結果の報告書 ^(注7、8)
	検体の採取状況 (香港は、2の(7)を参照)	やむをえず申請者等が採取した場合 ^(注9) には、別記様式1の確認書
	製造ロット番号	日付証明の生産・加工年月日の確認書類と同じ

2 国等別必要書類

- (1) 削除
- (2) 削除
- (3) 韓国

ア 日付証明に当たり、賞味期限により申請する場合は、次の書類等のいずれかを添付する。(生産・加工年月日又は製造ロット番号で申請する場合は、不要)

- ・賞味期限の記載がある商品ラベルのコピーや写真
- ・生産・製造記録に係る書類

イ 削除

- (4) 中国

ア 加工された食品等以外の場合、商品の生産・加工年月日を確認するため、それがわかる1の日付証明に係る確認書類のいずれか

- (5) 削除
- (6) 削除
- (7) 香港

ア 削除

イ 削除

ウ 証明書発行対象品目の放射性物質検査の検体採取について、別記様式5の申告書を添付する。

また、申請者等は、本則6(4)③ウに定めるとおり、国等の職員等が検体採取に立ち会った場合^(注11)には、検体採取に立ち会った職員の所属及び氏名を記載した別記様式5の申告書を添付する。

エ 放射性物質検査の検体は、別記様式2-9-1の注3及びTable 2のとおり、輸出しようとする同一商品の荷物ごとの梱包数に応じて、検査機関の指

示に従い採取する。採取した検体は混合して検査ができる。ただし、牛肉は個体ごとに検体を採取し検査する。

オ 生鮮品の農林畜産物の放射性物質検査の検体採取については、検体を採取する対象と輸出する商品との間での同等性について地方農政局等が確認できる場合は、ほ場、貯蔵庫等からの事前採取ができる。

カ 同一のロットの商品が複数回にわたって輸出される場合、初回輸出時の放射性物質検査報告書を2回目以降の輸出時に再利用することができる。ただし、エに示す荷物の梱包数に応じた検体数は遵守すること。

キ 同一品種、同一ほ場及び同一収穫期の商品が複数回にわたって輸出される場合、初回輸出時の放射性物質検査報告書を2回目以降の輸出時に再利用することができる。ただし、エに示す荷物の梱包数に応じた検体数は遵守すること。なお、同一品種、同一ほ場及び同一収穫期であることを確認するため、1に記載の製造ロット番号の確認書類を添付すること。なお、出荷伝票については、同一品種、同一ほ場及び同一収穫期のうち確認できない事項がある場合は、追加資料を求めるものとする。

(8) 削除

(9) 削除

注1：中国向けの輸出の場合はインボイスが必須であり、その他の国はいずれか1つとする。

注2：商流、漁獲物の水揚げ地及び加工・保管地が確認できるものであること。なお、加工品の場合、漁獲した漁業者から製造者までの間の売買関係書類は、製造者による確認書（別記様式4-1）で代替してよい。

注3：申請者が製造者等や生産者の場合には確認書は不要とする。

注4：営業許可証のほか、国税庁の法人番号公表サイトの写し、公共料金の請求書等を含む。また、加工施設又は保管施設が水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第2条に規定する水産業協同組合又はこれと同等の組織の施設の場合は、添付を省略することができる。

注5：販売者等のウェブサイトを印刷した書面又は販売者等に電話等で確認し、日付、担当者、連絡先及び確認内容を記した確認書類を含む。

注6：取引先との納品書、出荷伝票及び入庫伝票の他、取引の過程で用いられる確認書類（インボイス、B/L、AWB、積戻し許可通知書及び輸入許可通知書）を含む。

注7：香港（食肉及び家禽卵のみ）については、相手国から認められている放射性物質検査機関の報告書であること。

注8：加工品であって製造ロットが確認できる商品については、同一ロットについて行われた検査報告書、生鮮品の農林産物であってほ場及び収穫期が確認でき

る商品については、同一の場及び同一の収穫期の商品について行われた検査報告書でもよい。ただし香港向け検査報告書を除く。

注9：放射性物質検査証明に係る検体の採取については、放射性物質検査機関が、輸出される商品の中から当該機関の定める内部手続に基づき行うことを基本とする。

注10：削除

注11：輸出が認められている取扱施設等を通じて、当該施設の所在する都道府県の職員等に検体採取の立ち会いを依頼する。(当該都道府県の職員の立ち会いが困難である場合は、地方農政局長等を通じて国の職員、又は農林水産省輸出・国際局が別紙7により認める者の立ち会いを依頼する。)

立会頻度は、いずれも輸出の初回時及び以降は6か月ごととする。

(別紙6) 放射性物質の最大許容値について

1 韓国

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第1項に基づく食品中の放射性物質の規格基準（本別紙6において「食品中の放射性物質の規格基準」という。）又は放射性セシウムを含む肥料・土地改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について（平成23年8月1日付け23消安第2444号・23生産第3442号・23林政産第99号・23水推第418号農林水産消費・安全局長・生産局長・林野庁長官・水産庁長官通知）の基準（本別紙6において「肥料等の暫定許容値」という。）及び次の基準を超えていないこと

<食品>

(Bq/kg, Bq/L)

核種	対象食品等	基準値
ヨウ素131	全ての食品	100
セシウム134及び セシウム137の総量	乳・乳製品、乳児用食品等 <small>(注1)</small>	50
	一般食品	100

注1 乳・乳加工品、アイスクリーム類、乳児用調整乳、乳児用調整食、成長期用調整乳、成長期用調整食、乳幼児用穀類調整食、乳幼児用離乳食、乳幼児用特殊調整食品等

<飼料>

(Bq/kg, Bq/L)

核種	対象食品等	基準値
ヨウ素131	全ての飼料	300
セシウム134及び セシウム137の総量	牛、馬用飼料	100
	豚用飼料	80
	家きん用飼料	160
	養殖魚用飼料	40
	上記以外のその他飼料 (ペットフード等)	100

2 中国

水産物について、食品中の放射性物質の規格基準及び次のいずれの基準を超えていないこと

(1) 中国国内基準値

放射性ヨウ素は、470 Bq/kg 未満

放射性セシウムは、800 Bq/kg 未満

(2) Codex 基準

放射性ヨウ素は、100 Bq/kg 未満

放射性セシウムは、1,000 Bq/kg 未満

3 ロシア連邦

食品中の放射性物質の規格基準及び次の基準を超えていないこと

(Bq/kg, Bq/L)

核種	対象食品等	基準値
セシウム 137	肉及び肉製・副製品	200
	鹿肉及び野生動物の肉	300
	魚・魚製品	130
	乾魚及び干魚	260
	牛乳及び乳製品	100
	コンデンスマルク及び缶入り 乳製品	300
	粉乳	500
	野菜及びじゃがいもを含む根菜	80 (600 ^(注1))
	パン及びパン製品	40
	小麦粉、脱穀類、フレーク、 食用イネ科植物及び麺類	60
	野生ベリー類とその缶詰	160 (800 ^(注1))
	生きのこ	500
	乾燥きのこ	2500
	子ども用特別既製品(注2)	40
	酒類	160

注1 乾燥製品の許容レベル。

注2 フリーズドライ食品の場合は、乾燥製品の値が適用される。

注3 本表に掲載されている品目以外の品目については、「Not detected」(不検出)であること。

4 削除

5 削除

6 削除

7 香港

食品中の放射性物質の規格基準及び次の基準を超えていないこと

(Bq/kg)

核 種	対象食品等	基準値
セシウム134及び セシウム137の総量	食肉、家禽卵、野菜、 果物、牛乳、乳飲料及 び粉乳	1000

8 削除

(別紙 7) 香港の輸出向け商品に対して行う放射性物質検査における検体採取時の
農林水産省輸出・国際局長が認める立会者について

- 1 輸出食品等に対する放射性物質に関する検査の実施機関に掲載されている機関の職員
- 2 食品衛生法に基づく登録検査機関の職員
- 3 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく登録認定機関の職員
- 4 国際試験所認定協力機構(ILAC)の多国間承認取決に署名している認定機関から、放射能測定に係る ISO/IEC 17025 の認定を受けている検査機関の職員
- 5 行政機関に属する検査機関の職員
- 6 農業協同組合の職員
- 7 公益財団法人又は公益社団法人の職員

(別紙8) 中国向け水産物の放射性物質検査証明書に係る追加要件

令和7年7月28日以降、水産食品にあってはその最終加工施設、活水産物にあってはその最終包装施設毎に、

1. 初回輸出時に、放射性物質検査機関が行ったストロンチウム90及びトリチウムに係る検査結果（令和5年8月24日以降であって、申請日から遡って2年以内に実施したものであること。なお、検査を行った品目と当該輸出ロットの品目が異なっても差し支えない）の報告書の写しの提出を求め、同検査結果が次の基準を超えていないことを確認の上、放射性物質検査証明書を発行すること。

中国国内基準

ストロンチウム90 : 290 Bq/kg

トリチウム : 650,000 Bq/kg

Codex 基準

ストロンチウム90 : 100 Bq/kg

トリチウム : 10,000 Bq/kg（乳児用食品を除く）、1,000 Bq/kg（乳児用食品）

2. 2回目以降の輸出時は、輸出ロット毎に1の検査結果報告書の写しの提出を求めた上で、放射性物質検査証明書を発行すること。

(別記様式1)

確 認 書

年 月 日

○○農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 } 宛

申請者 事業者名
法人番号 (法人のみ)
所在 地
代表者名
担当者部署名 :
担当者氏名 :
連絡先 : 電話番号
: E-mail

年 月 日に、輸出品 [(商品名を記載)] から、放射性物質検査のため、[(検査機関名を記載)] の指示に従い、○○ k g (○個) 抽出して、年 月 日 [(検査機関名を記載)] に送付したことに相違ありません。

(水産物で必要な場合)
年 月 日に、証明書発行機関の担当官又は証明書発行機関に依頼された第三者の立ち会いの下、サンプリングを行いました。
立ち会った者の氏名及び所属 : _____

(別記様式2) 証明書様式一式

別記様式2-1 削除

別記様式2-2 削除

別記様式2-3-1 韓国(畜産物)

別記様式2-3-2 韓国(水産物)

別記様式2-3-3 韓国(水産加工品)

別記様式2-3-4 韓国(畜産物、水産物及び水産加工品以外)

別記様式2-3-5 韓国(飼料)

別記様式2-4-1 中国(食品及び飼料)

別記様式2-4-2 中国(水産物)

別記様式2-5 ロシア

別記様式2-6 削除

別紙様式2-7 削除

別記様式2-8-1 削除

別記様式2-8-2 削除

別記様式2-9-1 香港(水産物以外)

別記様式2-9-2 削除

別記様式2-10 削除

別記様式2-11 削除

別記様式2-12 その他

(別記様式3)

輸出事業者証明書交付状況報告書

(別記様式4－1)

輸出される食品等に関する確認書

年　月　日

御中

住所

名称

代表者名

担当者部署名：

担当者氏名：

連絡先：電話番号

固定電話番号

携帯電話番号

：E-mail

海外向けに輸出される食品等に関する証明書の申請にあたり、下記の事項が事実と相違ないことを確認しました。

記

この書類は、□製造者等又は生産者／□申請者 が作成したものである（該当する方を選択）。

（以下の事項のうち必要な項目について、以下のとおり記述する。）

商品名：

確認項目		確認事項
1 数量、重量、包装形態		
2 生産・製造・ 加工施設	名称	
	都道府県・国名	
	所在地	
	製造所固有記号	<input type="checkbox"/> あり（ <input type="checkbox"/> なし）
3 生産・加工年月日		

4	製造ロット番号		
5	原料	名称	
		産地	
		使用割合	
		流通ルート	
6	流通ルート	製品	
7	品種等	品種	
		ほ場（所在地）	
		収穫期（年産）	
8	漁獲水域	採捕漁区	
		F A O採捕漁区 の海区番号及び 海区名	

別表 作成に当たっての確認先等（申請者が自ら本確認書を作成する場合に限り記載）

項目	内 容		
項目			
確認先（事業者名、担当部署名、担当者名、電話番号等の連絡先、商品ラベル等）			
確認方法（電話、メール、WEBサイト閲覧、現物確認等）			
確認した日付			

(記載上の注意事項)

- 輸出される商品が加工された食品等の場合にあっては、本確認書については、製造者等が作成すること。
- 未加工品において、申請者が自ら本確認書を作成する場合には、製造者等や生産者に確認して作成することとする。項目の内容欄に上記表の確認事項の番号を記載し、確認先、確認方法及び確認した日付の内容欄には確認先及び確認方法の詳細並びに確認した日付を記載するものとする。また、確認した項目によって確認先、確認方法又は確認した日付が異なる場合は、列を分けて記載するものとする。
- 原本については、証明書の発行日より1年間、申請者が保管するものとする。
- 記載された内容については、必要に応じて地方農政局等職員が現地確認等により直接確認する。

5 本様式に記載した内容を含め、申請内容が虚偽又は不実である場合等には、地方農政局長等は、輸出・国際局長と協議の上、当該申請を行った者に対する証明書の発行を停止する等必要な措置を講ずる。

(別記様式4－2)

撮影した写真に関する情報申告書

年 月 日

御中

住所

名称

代表者名

担当者部署名 :

担当者氏名 :

連絡先 : 電話番号

固定電話番号

携帯電話番号

: E-mail

海外向けに輸出される食品等に関する証明書の申請にあたり、撮影した写真等の情報について以下のとおり申し出ます。

記

(以下の事項のうち必要な項目について、以下のとおり記述する。)

商品名 :

1 撮影者情報

事業者名	
所在地住所	
所属部署	
担当者名	
連絡先 固定電話番号 携帯電話番号	
メールアドレス	

※撮影者は、実際に輸出する商品に係る事業者（倉庫業者、運送業者又は通関業者等をいう。ただし、申請者及び当該商品の仕入れに係る事業者を除く。）であるこ

と。

2 撮影場所

施設名	
所在地住所	
電話番号	
撮影場所 ※該当する方を選択	
<input type="checkbox"/> コンテナ詰める倉庫	
<input type="checkbox"/> その他 ()	
コンテナ詰める倉庫以外で撮影した場合、以下にその理由を記載すること。 []	

(記載上の注意事項)

- 1 本様式に撮影した写真を添付すること。
- 2 地方農政局等職員は、必要に応じて、撮影状況等を確認するため記載された連絡先等に確認する他、現地確認等により直接確認する。
- 3 本様式に記載した内容を含め、申請内容が虚偽又は不実である場合等には、地方農政局長等は、輸出・国際局長と協議の上、当該申請を行った者に対する証明書の発行を停止する等必要な措置を講ずる。

(別記様式5)

香港向けに輸出される [(牛肉等の品目名を記載)] に関する申告書

年　月　日

○○農政局長 宛

申告者（輸出者）の住所及び氏名
(法人の場合は所在地、名称及び法人番号)

○年○月○日付けで [(検査機関名を記載)] に検査を依頼した、下記1に示す製品について、

(以下のいずれかの□を選択)

○年○月○日、次の [] 職員の立ち会いのもと、検査機関が指定する数量○○ k g (○個) をサンプリングしたことを申告します。

所属：

氏名：

私（申告者・輸出者）は、○年○月○日、下記2の基準により検査機関が指定する数量○○ k g (○個) をサンプリングしたことを申告します。

記

1 輸出する製品

品 名	
総数量(重量、個数)	
1 ロットの梱包数	
包 装 日	
サンプリング日	
サンプリング数量	

2 1 ロットの梱包数に応じ、目安とする開梱数

	1 ロットの梱包数 (N)	開梱数
<input type="checkbox"/>	$N \leq 2$	1
<input type="checkbox"/>	$3 \leq N \leq 150$	3
<input type="checkbox"/>	$150 < N \leq 1200$	5
<input type="checkbox"/>	$1200 < N$	8

(注：目安とした基準の□にチェックを入れること。)

(別記様式6)

現地確認等を行う者に関する指名申請書

年 月 日

農林水産省輸出・国際局長 殿

申請者名
住所
名称
代表者名
連絡先

以下の者について、発行要綱6（5）に基づく現地確認の事務の一部を行う者として指名を申請します。

	氏名	所属、役職等	対応可能地域（注）
1			
2			
3			
4			
5			

注 都道府県、市町村等、現地確認の実施が可能な地域を記載すること

(別記様式7)

年 月 日

現地確認を受ける貨物保管場所の所在地及び時期に関する申告書

証明書発行機関の長 殿

住所

名称

代表者名

担当者部署名 :

担当者氏名 :

連絡先 : 電話番号

固定電話番号

携帯電話番号

: E-mail

今般の産地証明書の申請に際し、現地確認を受けることが可能な場所及び時期を申告します。

記

1 現地確認を受ける場所及び時期

施設の名称	
所在地	
連絡先	
食品等の実物の確認 が可能な時期	

2 現地確認にあたって立会を行う者（申告者と異なる場合に記載）

氏名	
所属	
連絡先電話番号	
連絡先 E-mail	

※ 欄が不足する場合は、追加すること。